

ちょっとしたトラブル その人と話し合いをしてみませんか



宮城県司法書士会調停センターでは、トラブル解決のための話し合いの進行役（調停手続き）を行っています。

■こんなトラブルなら調停センターへ■

- アパートの退去時のトラブル(敷金返還、滞納賃料請求等)
- マンションの居住者同士の騒音
- 友人や親族との金銭の貸し借り
- 会社から給料を払ってもらえない、突然解雇された
- 法的に解決しても人間関係が継続する人同士の問題や、感情面での行き違いに大きな原因があるものなど…

【*当センターで取り扱える事案は140万円以下の民事紛争に限られます】

裁判まではちょっと、
でも、このままにしておくのも、
そうだ！相手と話し合ってみよう。

■司法書士会が行う調停の特色■

- 震災によるトラブルにも利用できます。 ▶ お互いの秘密保護には特に配慮いたします。
- 解決案を押し付けません。 ▶ 当事者双方からそれぞれ十分にお話をお聴きします。
- 時間と場所を選択することができます。 ▶ お仕事が終わってからでも。

■費用■ 平成30年3月31日まで申立されたときの費用です。

- | | | |
|----------|---|---|
| ○申込手数料 | 無 | 料 |
| ○期日報酬 | 無 | 料 |
| ○合意成立手数料 | 無 | 料 |

■なお、詳しいことは、下記にご連絡ください■

宮城県司法書士会調停センター(☎022-263-6755)へ



宮城県司法書士会調停センターは、法務省の認証を受けた紛争解決機関（ADR※）です。

※Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争処理機関）

解決までの流れ



○費用は無料です

司法書士による無料法律相談を開催しております。

- 電話相談(フリーダイヤル 0120-216-870)
- 面接相談の予約はこちらへ(022-263-6755)

宮城県司法書士会